

市政への提言

(平成20年4月29日から5月19日受付分)

提言・意見	所管課等	対応状況
<p>36. なにか行事のある日に早朝（6時頃）から、花火を打ち上げるのはやめてください。ライフスタイルが多様化している現在、安眠妨害以外のなにもでもないです。</p>	<p>消防本部 生活環境課 観光物産課 教育総務課 生涯学習課</p>	<p>花火など煙火の打ち上げについては、火災予防条例により消防署に事前の届出を必要としますが、打ち上げ時間帯の規制はなく、条件を満たしていれば届出を受理せざるを得ない状況です。今年の10月以降は、届出の際に市民生活に迷惑のかからないよう、午前7時前の打ち上げについては自粛していただくよう要請をしてきたところです。今後もこれまで同様に要請を行っていきますが、打ち上げ業者からは午前7時以前の打ち上げについても実施したい旨の申し入れがあり、指導どおりいかない面もありますので御理解をいただきたいと思います。</p> <p>なお、市では、各地域のレクリエーション大会やイベント等の開催の合図として花火を打ち上げていますが、今後とも打ち上げる際には、打ち上げ時刻や回数など市民生活に迷惑がかからないよう配慮してまいります。</p>
<p>37. 4月から、市立図書館が指定管理者への委託となって大変使いやすい図書館に変わりました。利用者本位の体制になったことを評価したいと思いますが、今後の行政サービス改善の参考になると思いますので、今まではどうしてできなかったのか、その理由を参考までに教えてください。</p> <p>また、以前、経済紙が少なく、女性のための趣味の本などが多かったので、改善をお願いしましたが、すべての利用者の要望に</p>	<p>生涯学習課</p>	<p>市における指定管理者制度の導入は、15年6月の地方自治法改正に伴って可能になったものです。図書館は生涯学習の拠点施設であり利用者も大変多いことから、指定管理者制度導入の是非について慎重に検討を行い、20年4月から導入となりました。これは県内の図書館では河北町、川西町について三番目の導入であり、東北でも、市としては最初の導入事例となっています。</p> <p>また、経済関連の図書資料については、定期的に新聞を2紙、月刊誌を2誌（内1誌は月2回発行）購入しています。女性向けの雑誌資料が多いのは、現在女性</p>

市政への提言

(平成20年4月29日から5月19日受付分)

提言・意見	所管課等	対応状況
<p>答えることはできないとの回答でした。利用者あつての施設ですので、利用者の要望をアンケートなどでもう少し取り入れる工夫があつてしかるべきかと思ひます。</p>		<p>の利用者が全体の約70パーセントと多いため、それらを考慮してきたためです。</p> <p>図書資料の選定につきましては、今後とも利用者代表による図書館運営協議会や図書館資料選定会議等において、利用者の要望なども参考にしながら、利用者がより利用しやすい図書の収集ができるよう努めてまいりたいと考えています。</p>
<p>38. 寺津沼の電気ですが、夏冬毎日、明るいうちから一晩中ついています。電気の無駄使いではないでしょうか。</p>	<p>都市計画課</p>	<p>水郷寺津沼公園内の電灯は、暗くなるとセンサーにより自動的に点灯し、消灯時間は、冬期間の渡り鳥の観察など年間の利用状況について、地元の公園維持管理協力員に確認し、協議した結果、季節により午後8時から午後10時までの間で、タイマーにより自動的に消灯するようにしました。</p>